

修了審査規程

規程第 4-2 号

(修了要件・修了審査)

第1条 本規程は、学則第 26 条に基づき、「修了要件」ならびに「修了審査」について定めるものである。

- (1) 社会構想大学院大学の専門職学位課程を修了しようとするものは、各研究科の「修了審査委員会」(以下「委員会」という)による「修了審査」を受けなければならない。委員会は当該学生2年次の後期(おおむね1月)に開催する。
- (2) 委員会は、各研究科の研究科長を長とし、研究科専任教員3名以上5名以内をもって構成する。
- (3) 修了審査にあたっては、学生の申し出により、事務局によって「判定表」を作成し、これを審査資料として委員会に提出にしなければならない。
- (4) 「判定表」は、①単位取得状況(別表 修了要件の充足)、②「研究成果報告書」または「専門職学位論文」の評価からなり、事務局が作成する。
- (5) 委員会は、この「判定表」をもとに修了の合否を決定する。
- (6) 審査にあたっては、判定内容の確認や意見聴取のため学生との面談をおこなうこともある。

(改廃)

第2条 この規程の定めのないこと、または規程の改廃は各研究科の教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

本付随規程は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

附 則

1. 本規程を、学則の付随規程から外し、独立した規程として制定する。
2. 本規程は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附 則(2022(令和4)年2月4日改定)

この規程は、2022(令和4)年4月1日から施行する。

別表 修了要件

研究科名	修了要件
コミュニケーションデザイン研究科	①休学・停学期間を除いて専門職学位課程に2年以上在学すること
コミュニケーションデザイン専攻	②各科目群において、所定の取得単位数を満たすこと ・基礎科目から6単位以上 ・専門基礎科目から4単位以上 ・専門科目から6単位以上 ・演習から12単位 ③合計32単位以上を修得すること ④必要な演習（指導）を受け、修了審査に合格すること
実務教育研究科実務教育専攻	①休学・停学期間を除いて専門職学位課程に2年以上在学すること ②合計32単位以上を修得すること ③基礎科目の「知の理論」の単位を修得すること ④専門基礎科目から4単位以上、専門科目から6単位以上修得すること ⑤展開科目の「探究基礎演習」4単位、「探究演習」から4単位以上、「実践教育プロジェクト演習」4単位を修得すること ④専門職学位論文の審査および修了審査に合格すること